

6 自宅における患者・家族による管理

在宅（自宅）及び外来治療では、医療従事者の観察が行き届きにくい状況での服薬や薬剤管理となるため、医療従事者の訪問時あるいは外来診察・投薬時には家族や介護者への説明も含めて支援を行う。

- ・ 確実な鎮痛と副作用観察への理解の教育（薬の副作用の説明や医療用麻薬の誤用などによる過量状態の観察方法について伝える）

※参考 表6 麻薬の過量状態の兆候と観察

- ・ 患者の日常生活動作や生活リズムに合わせた確実に簡単な投与経路の考慮
- ・ レスキュー・ドーズは患者や家族が不安を感じずに過ごせるための数量を処方し、安全かつ確実に用いるための支援を行う
- ・ 服薬指導（服用薬に関すること（管理や取り扱いを含む））。
- ・ 夜間休日の処方追加や入院を含めた緊急対応体制の準備
- ・ 使用上の相談や緊急の連絡など、患者や家族が医療従事者に連絡できる窓口を明らかにする。

表6 麻薬の過量状態の兆候と観察

	瞳孔径の縮小	傾 眠	呼吸数の抑制
観察指標	<ul style="list-style-type: none"> ・瞳孔径 2 ～ 3mmからピンホール状 	<ul style="list-style-type: none"> ・何もせずにいるとウトウトする ・昼間の睡眠が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・安静時呼吸数10回／分以下 ・チェーンストークス呼吸が観察されることがある
観察のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・オピオイドによる縮瞳は暗がりでも散大しにくい ・他の徴候と併せて観察する 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけや刺激で覚醒しにくい ・傾眠が見られた時点で呼吸数が減少する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安静時や睡眠時の呼吸数を観察しておき比較対照にする ・通常、安静時の呼吸数は15～16回以上

1) 自宅における疼痛治療薬の服薬記録

- 服薬記録表などの使用は、服用薬の管理や服薬コンプライアンス・アドヒアランスの向上及び副作用に対して患者や家族自身で対応を要する際に有用である。
- 服薬記録表には、定期的な服用薬、レスキュー・ドーズ、その他の鎮痛薬や副作用に対する薬、痛みの程度、副作用症状（悪心、眠気、便の性状など）、食欲、その他の症状について記載してもらう。
- 外来診察時や往診時など、服薬記録表を医療従事者に提示してもらうことは治療上有用である。

※参考 図6 服薬記録表記載例（在宅）

2) 自宅での麻薬保管の留意点

- 次の3点の説明は重要である
 - ① 他人に転用しないこと。誤って他人が服用してしまった場合は速やかに医師・看護師・薬剤師に連絡するよう伝えておく。
 - ② 小児やペットの手が届かない場所に保管すること。特に使用済みの貼付剤は家庭内のごみ箱等でなく別に回収用の袋等を準備して入れておいてもらうよう指導する。
 - ③ 残薬が生じた場合の処理方法
- 使用しなかった麻薬の返却について、交付を受けた麻薬診療施設（医療機関）または麻薬小売業者（保険調剤薬局）に持参

するよう指導する。

- 在宅医療では、関係者間の情報の共有と十分な連携が重要である。

3) 保険薬局による患者・家族の支援

- 在宅及び外来治療共に保険薬局（以下「薬局」）において医療用麻薬が交付される場合がほとんどである。患者と薬剤とに最も近い場所にいるのが薬局の薬剤師であり、服薬支援への積極的な参画は疼痛管理と医療用麻薬の適正な使用に有用となる。
 - ① 疼痛管理に伴う医療用麻薬の処方に際し、処方内容の鑑査を行い、用法用量や副作用対策を患者・家族と共に確認し、服薬のための理解を助ける。
 - ② 特に服用開始時期や増量の際には、交付時だけの服薬指導だけでなく電話等により服用状況、効果や副作用のモニタリングを行い、より安全に服用できるよう配慮する。
 - ③ 患者の日常生活、嚥下状態、身体状態などのモニタリングを行い、薬剤特性と総合的に勘案し処方医と連携してより適切な投与方法や製剤の選択、処方設計を行う。
 - ④ 麻薬小売業者免許を有していて無菌調剤室あるいはクリーンベンチを備えている薬局では医療用麻薬の注射剤を調製して携帯型ディスポーザブルポンプ等に充填して交付することができる。また、これらの設備を有していない薬局でも、プレフィルドシリンジ製剤を交付することができる。

- ⑤ 使用済みあるいは不要となった医療用麻薬は患者・家族に適切に助言し、可能な限り回収又は廃棄することが望ましい。
- ⑥ 医療用麻薬を家族、友人等へ譲り渡すことは、医学的に危険であるばかりでなく、譲り渡した患者自身が「麻薬及び向精神薬取締法」に違反することになるので、絶対にしないように十分に指導する。
- ⑦ 在宅医療の場においては、医師や看護師、介護者とも密に連携し、これらの支援がよりの確なものとなるよう努める。

図6 服薬記録記載例 (在宅)

月/日	O/O<e>(D)		O/O<e>(F)		O/O<e>(G)		O/O<e>(H)		O/O<e>(I)		O/O<e>(J)		O/O<e>(K)		O/O<e>(L)					
	8	12	20	22	8	12	20	22	8	12	20	22	8	12	20	22	8	12	20	22
定時薬	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
オキニコンチン ^(注)																				
レスキュー トース			1	1															1	1
ラキバロン			15	15				18												
その他の薬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ラントロン			1	1				1								1				1
痛みの程度	5	4	3	2	1	1	1	1												
吐き気																				
眠気																				
便の性状																				
食欲																				
その他の																				